

柏一丁目地区まちづくり推進協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、柏駅東口周辺において先導的役割を担っている、柏駅一丁目地区(以下「地区」という)におけるまちづくりの推進を図ることを目的とし、推進協議会の運営に関しての必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 名称は、柏一丁目地区まちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という)と称する。

(区域)

第3条 地区の区域は、次のとおりとする。

- (1) 千葉県柏市柏一丁目の一部であって、別途柏駅周辺地図をもって指定する。

(事業)

第4条 推進協議会は、まちづくりを推進するため次の各号における事項について、広く行政や関係機関、専門家と連携しながら、調査研究および啓発活動の事業、立案を行なう。

- (1) 中心市街地の活性化に関すること
- (2) まちづくりの事業手法に関すること
- (3) その他、推進協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 推進協議会は、次の者が会員の資格を有するものとする。

- (1) 地区内における土地の所有権又は建物を所有する者。
- (2) 地区内における土地又は建物の賃貸借権を有する者。
- (3) 本推進協議会の目的に賛同し、協力する個人または団体、企業であって本協議会役員会の承認を得た者。

第2章 役員

(役員)

第6条 推進協議会は、会長1名、副会長3名以内、理事7名以内、会計2名、監事2名(以下「役員」という)を置く。

- (1) 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、推進協議会の業務を執行する。
- (4) 会計は、推進協議会の出納を行い、会計報告をする。
- (5) 監事は、業務執行の状況を監査し、その結果を報告する。

(役員を選出)

- 第7条 役員は、総会において会員の中から選任する。
- 2 会長および副会長は、役員の中から選出する。
 - 3 会計及び監事は、相互に兼ねることができないものとする。
 - 4 必要に応じ総会の承認を得て顧問を置くことができる。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年とする。ただし欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の任期期間とする。
- 2 役員の再任は妨げない。
 - 3 任期満了により退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職を行う。

第3章 組 織

(事務局)

- 第9条 推進協議会の事務局は、商店街振興組合柏二番街商店会内に置く。

(会議)

- 第10条 推進協議会には、総会、役員会、専門部会を設ける。

(総会)

- 第11条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会が年1回、臨時総会は必要に応じて会長が招集するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長は3分の1以上の会員から請求があったときは、速やかに総会を招集しなければならない。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、緊急を要する場合など、会長がやむを得ないと判断した場合は、持ち回り又は書面による議決を行うことができるものとする。
 - 4 総会の議長は、会長があたるものとする。
 - 5 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること
 - (2) 事業報告及び決算に関すること
 - (3) 役員を選出に関すること
 - (4) 規約の改廃に関すること
 - (5) その他会長が必要と認める事項等

(役員会)

- 第12条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 2 役員会は、会長、副会長、理事、会計、監事を持って構成し、会長が議長となり、出席者の過半数を持って決する。

(専門部会)

- 第13条 推進協議会は、専門部会等を置くことができる。
- 2 専門部会等に関し必要な事項は、会長が別に定める。
 - 3 専門部会等は、推進協議会の目的を達成するために必要な企画等を立案・実施する。

(アドバイザー・コーディネーター)

第14条 推進協議会は、推進協議会の活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知識を有する者をアドバイザー・コーディネーターとして置くことができる。

(成立要件及び議決)

第15条 総会及び、会員（賛助会員を除く）の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられるものとする。

2 会議における議決は、会員（賛助会員を除く）出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第4章 会 計

(事業年度および会計)

第16条 推進協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末までとする。

2 推進協議会の運営に要する経費は、会費、助成金、その他収入等による。

3 推進協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費、委託費、賃借料その他運営に要する費用とする。

第5章 加入及び脱退

(加入)

第17条 推進協議会に加入しようとする者は、その旨会長に届け出て、役員会の承認を得なければならない。

(脱退)

第18条 会員は、推進協議会を脱退しようとする場合は、その旨を会長に届け出て役員会の承認を得なければならない。

第6章 附 則

1 この規約は、平成21年7月1日から施行する。

2 この規約に定めのない次項は、必要に応じて会長が別に定める。

柏一丁目地区まちづくり推進協議会 対象地区

